

被害程度の認定基準

区分		基準
住家の被害	全壊	<p>住家の全部が倒壊、流出、埋没したもの又は住家等の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 住家の損壊もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p> <p>(3) 住家の床より上に浸水し、その水位が1.8mを超えたもの</p>
	大規模半壊	<p>住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住等が困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの</p> <p>(3) 住家の床より上に浸水し、その水位が1m以上1.8m未満であったもの</p>
	中規模半壊	<p>住家が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住等が困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家等の損害割合が30%以上40%未満のもの</p>
	半壊	<p>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できるもので次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの</p> <p>(3) 住家の床より上に浸水し、その水位が1m未満であったもの</p>
	準半壊	<p>住家が半壊に順ずる程度の損傷を受けたもので、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの</p>
	一部損壊	<p>住家が準半壊に至らない程度の損傷を受けたもので、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの</p> <p>(2) 住家が床上浸水に至らない程度に浸水したもの</p>

※内閣府策定の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」より